

青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の 一部を改正する条例の制定等について

青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定

1 制定理由

青森市地域生活支援事業の事業内容の変更による所要の改正をするため制定しようとするものである。

2 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき市が実施している地域生活支援事業として、平成27年度から意思疎通を図ることが困難な障がい者等が入院する際に本人の意思を医療従事者に伝えるための支援を行う「入院時意思疎通支援事業」を実施すること、また、「ガイドヘルパー派遣事業」の利用者が同様の障害福祉サービスである「同行援護」を利用することとなったため、当該事業を廃止することから、条例で規定している地域生活支援事業に「入院時意思疎通支援事業」を加え、「ガイドヘルパー派遣事業」を削る。

3 施行期日

平成27年4月1日

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

1 制定理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、所要の改正をするため制定しようとするものである。

2 改正内容

(1) 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象の拡大

①基準該当生活介護及び基準該当短期入所を行う事業所に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を加える。

②基準該当生活介護を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員の拡大

③基準該当短期入所を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の変更

(2) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例

平成36年度末までの間、一定の条件を満たす場合に、精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例を設ける。

(3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例

指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にあるものについては、当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用することを経過的に認めているが、この経過措置の期限を平成30年3月31日まで延長する。

3 施行期日

平成27年4月1日